

令和3年第10回（11月）臨時会

鏡石町議会会議録

(第393号)

令和3年11月24日 開会

令和3年11月24日 閉会

鏡石町議会

第10回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長の報告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○報告第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第188号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第189号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第190号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第191号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第192号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第193号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第194号～第196号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	17
○閉議の宣告	18
○町長あいさつ	18
○閉会の宣告	18
○署名議員	19

鏡石町告示第71号

第10回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年11月19日

鏡石町長 遠藤 栄作

記

1. 期 日 令和3年11月24日（水）

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分した事件の承認について
- (2) 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）
- (7) 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- (8) 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- (9) 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- (10) 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	7番	渡辺	定己	君
8番	大河原	正雄	君	9番	今泉	文克	君
11番	円谷	寛	君	12番	古川	文雄	君

不応招議員

なし

令和3年第10回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程

令和3年11月24日（水）午前11時15分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第47号 専決処分した事件の承認について
日程第4 議案第188号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 議案第189号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 議案第190号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 議案第191号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 議案第192号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）
日程第9 議案第193号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第194号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第11 議案第195号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第196号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）
日程第13 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（10名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	7番	渡辺	定己	君
8番	大河原	正雄	君	9番	今泉	文克	君
11番	円谷	寛	君	12番	古川	文雄	君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長兼上下水道課長	橋本喜宏君
産業課長	菊地勝弘君	都市建設課長	吉田竹雄君

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川憲一	主任主査	鈴木淳子
--------	------	------	------

開 会 午前 11 時 15 分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまから第 10 回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（古川文雄君） はじめに臨時会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

3 番、橋本喜一君。

〔3 番 橋本喜一君 登壇〕

○議会運営委員長（橋本喜一君） それではご報告申し上げます。

第 10 回鏡石町議会臨時会議事日程表。令和 3 年 11 月 24 日水曜、11 時 15 分開会。1 開会 議会運営委員長の報告、招集者あいさつ。2 開議 議事日程。日程番号、件名の順で報告いたします。

第 1、会議録署名議員の指名。第 2、会期の決定。第 3、報告第 47 号 専決処分した事件の承認について。第 4、議案第 188 号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。第 5、議案第 189 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。第 6、議案第 190 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。第 7、議案第 191 号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。第 8、議案第 192 号、令和 3 年度鏡石町一般会計補正予算（第 6 号）。第 9、議案第 193 号、令和 3 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）。第 10、議案第 194 号、令和 3 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。第 11、議案第 195 号、令和 3 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）。第 12、議案第 196 号、令和 3 年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 2 号）。第 13、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。招集者あいさつ。3 閉会。

以上でございます。

◎招集者あいさつ

○議長（古川文雄君） 本臨時会にあたり、町長からあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日は第10回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今臨時会にご提案申し上げますのは、先に専決処分させていただきました新型コロナウイルス感染症対策として事業者の皆さんに感染症対策の経費と家賃の一部補助事業の報告が1件、議案第188号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定から、議案第191号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての条例改正が4件、この4議案につきましては福島県人事委員会の勧告に伴い、期末手当の支給割合の引き下げを行うため、関係条例を改正するものであります。議案第192号、令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）から議案第196号、令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）までの5議案につきましては、県人事委員会勧告に準拠した期末手当の減額と町職員の人事異動に伴う歳出科目間の職員給与・手当等の調整を行うための補正であります。

よろしくご審議頂きまして、承認並びに議決賜りますようお願い申し上げ、ごあいさついたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布した議事日程により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、8番 大河原正雄君、9番 今泉文克君、11番 円谷寛君、の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定しました。

◎報告第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3、報告第47号、令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、菊地勝弘君。

〔産業課長 菊地勝弘君 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました報告第47号、専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書1ページをお願いします。本件は令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179号第1項の規定により、専決第30号として令和3年10月4日付けで専決処分したものであります。

議案書2ページをお願いします。このたびの補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、事業者向けの交付金事業を迅速に進めるための補正予算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,263万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億1,978万4千円とするものであります。

詳細につきましては、8ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」に基づき説明〕

以上、報告第47号、専決処分した事件の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑が無いようですので、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。討論を省略し、ただちに採決を行います。

○議長（古川文雄君） お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって報告第 47 号、専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎議案第 188 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第 4、議案第 188 号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、橋本喜宏君。

〔総務課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました議案第 188 号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書 10 ページをお開きください。まず、人事院は 8 月 10 日に国及び内閣に対しまして、国家公務員の期末手当の改定勧告を行いました。これを受けまして福島県人事委員会は 10 月 7 日、県に対し、県職員の特別級と民間の特別級との差を埋めるため、期末手当を 0.15 ヶ月引き下げるよう勧告を行ったところでございます。町としましては、福島県人事委員会の勧告に伴った職員給与等の改正及び県議会、県内自治体の動向に準じまして特別職を含めました期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

次の 11 ページをお開きください。まずはじめに、このたびの条例の一部改正の方式についてご説明申し上げます。このたびの一部改正の方式については、二段ロケット方式でございまして一つの条例の一部改正を二条に分けて行うものであります。1 条で改正し、その開始について第 2 条における改正に先行した施行日を定め、次に第 2 条で同一の条例につき、第 1 条における改正が施行され、溶け込んだ形のもを更に改正するというので、その施行日につきましては第 1 条の施行期日より後の日にするものであります。以下、議案第 189 号及び議案第 190 号においても同様でありますのでご理解を賜りたいと思います。

それでは 11 ページの説明に入ります。第 1 条につきましては、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 5 条中、期末手当の規定でありますが、第 2 項中、12 月の支給割合を 100 分の 165 から 100 分の 155 に改めるものであり、次に第 2 条につきましては、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するとしまして、第 5 条第 2 項中の支給割合を、第 1 条で改正したものを更に 100 分の 155 から 100 分の 160 に改めるものでありまして、実質、令和 4 年度から 6 月及び

12月分の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の5ずつ減するものでありまして、年間割合ですと0.1ヶ月分を減するものでございます。

附則といたしまして、第1条につきましては施行日を令和3年12月1日としまして、第2条につきましては施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

以上、上程されました議案第188号について提案理由をご説明申し上げました。ご審議のうえ、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより議案第188号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第189号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第189号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、橋本喜宏君。

〔総務課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました議案第189号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書12ページをお開きください。人事院は8月10日に国及び内閣に対しまして、国家公務員の期末手当の改定勧告を行いました。これを受けまして福島県人事委員会は10月7日、県に対し、県職員の特別級と民間の特別級との差を埋めるた

め、期末手当を0.15ヶ月引き下げるよう勧告を行ったところでございます。町としましては、福島県人事委員会の勧告に伴った職員給与等の改正及び県議会、県内自治体の動向に準じて特別職を含めました期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

13ページをお開きください。第1条につきましては、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものとしまして、第3条、期末手当の規定でございますが、第2項中、12月の支給割合を100分の165から100分の155に改めるものでありまして、次に、第2条につきましては、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものとしまして、第3条第2項中の支給割合を、第1条で改正したものを更に100分の155から100分の160に改めるものであり、実質、令和4年度から6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の5ずつ減とするものでありまして、トータルで0.1ヶ月分の減ということでございます。

附則といたしまして、第1条につきましては施行日を令和3年12月1日とし、第2条にあつては施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

以上、上程されました議案第189号について提案理由をご説明申し上げました。ご審議頂き、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより議案第189号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第190号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第6、議案第190号、職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例の制定についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、橋本喜宏君。

〔総務課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました議案第190号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書14ページをお開きください。人事院は8月10日に国及び内閣に対しまして、国家公務員の期末手当の改定勧告を行いました。これを受けまして福島県人事委員会は10月7日に県に対し、県職員の特別級と民間の特別級との差を埋めるため、期末手当を0.15ヶ月分引き下げるよう勧告を行ったところでございます。町としましては、福島県人事委員会の勧告に伴った職員給与等の改正及び県議会、県内自治体の動向に準じて特別職を含めました期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

15ページをご覧下さい。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。第1条につきましては、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとしたしまして、第18条、期末手当の規定でございますが、第2項中、12月の支給割合を100分の125から100分の110に改め、同条の第3項中、再任用職員にかかる規定を一般職員の読替え規定である100分の125から100分の110に改め、12月の支給割合を100分の67.5から100分の62.5に改めるものであります。

次に第2条につきましては、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第18条第2項中、12月の支給割合を100分の110から100分の117.5に改め、同条第3項中、再任用にかかる規定を、職員の読み換え規定である100分の110から100分の117.5に改め、12月の支給割合を100分の62.5から100分の65に改めるものであり、実質、令和4年度から6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の0.075ずつ減額するものであり、トータルで0.15ヶ月分の減額となります。

附則として、第1条につきましては施行日を令和3年12月1日とし、第2条にあっては施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

以上、上程されました議案第190号について提案理由をご説明申し上げます。ご審議頂き、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより議案第190号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第191号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、議案第191号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、橋本喜宏君。

〔総務課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました議案第191号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書16ページをお開きください。人事院は8月10日に国及び内閣に対しまして、国家公務員の期末手当の改定勧告を行いました。これを受けまして福島県人事委員会は10月7日に県に対し、県職員の特別級と民間の特別級との差を埋めるため、期末手当を0.15ヶ月分引き下げるよう勧告を行ったところでございます。町としましては、福島県人事委員会の勧告に伴った職員給与等の改定及び県議会、県内自治体の動向に準じて特別職を含めました期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

17ページをお開き下さい。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部の改正についてご説明申し上げます。附則、期末手当に関する特例措置に関する第4項中、令和3年度につきましては、年間支給割合が100分の211.5となり、既に、6月に100分の125が支払われていることから、その差額である100分の99に改定するものでございます。これにより、附則第4項中、100分の125から100分の110に改め、12月の支給割合を100分の112.5から100分の99に改めるものでございます。附則として、施行日を令和3年12月1日とするものでございます。

以上、上程されました議案第191号について提案理由のご説明を申し上げます。ご審議頂き、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより議案第 191 号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 192 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第 8、議案第 192 号、令和 3 年度鏡石町一般会計補正予算（第 6 号）の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第 192 号、令和 3 年度鏡石町一般会計補正予算（第 6 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 18 ページをお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、人事委員会勧告に伴う減額補正及び職員の人事異動に伴う補正予算などで、第 1 条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 73 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70 億 2,052 万円とするものであります。詳細につきましては 24 ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議頂き、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより議案第192号、令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第193号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、議案第193号、令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、吉田竹雄君。

〔都市建設課 吉田竹雄君 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第193号、令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書37ページをお願いいたします。このたびの補正につきましては、人事委員会勧告に伴う職員給与の改正による減額補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ78万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,581万円とするものです。詳細につきましては42ページ、43ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

以上、議案第193号について提案理由をご説明申し上げます。ご審議のうえ、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより議案第 193 号、令和 3 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地
区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願
います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 194 号～196 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第 10、議案第 194 号、令和 3 年度鏡石町公共下水道事業
特別会計補正予算（第 3 号）及び日程第 11、議案第 195 号、令和 3 年度鏡石町農業
集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）並びに日程第 12、議案第 196 号、令和 3
年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 2 号）の 3 件を、一括議題としたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案 3 件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、橋本喜宏君。

〔上下水道課 橋本喜宏君 登壇〕

○上下水道課長（橋本喜宏君） ただいま一括上程されました議案第 194 号及び議案
第 195 号並びに議案第 196 号の 3 件につきまして提案理由のご説明を申し上げま
す。まずはじめに、議案第 194 号、令和 3 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正
予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

議案書 47 ページをお開き下さい。今回の補正につきましては、福島県人事委員会
勧告に伴う職員給与改定にかかる補正予算でございます。既定の歳入歳出予算の総
額から、歳入歳出それぞれ 320 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ 5 億 6,746 万 9 千円とするものでございます。詳細につきましては事項別
明細によりご説明申し上げます。52 ページをお開き下さい。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

続きまして議案第 195 号、令和 3 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

57 ページをお開き下さい。今回の補正につきましては、福島県人事委員会勧告に

伴う職員給与改定にかかる補正予算でございます。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,844万7千円とするものでございます。詳細につきましては事項別明細によりご説明申し上げます。62ページをお開き下さい。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

続きまして議案第196号、令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書は66ページをお開き下さい。今回の補正につきましては、人事委員会の勧告による職員手当の減と、人事異動によります給与等の増にかかる補正予算でございます。第2条、収益的収入及び支出では、第1款、水道事業費用、第1項、営業費用の既決予定額に132万2千円を増額し、2億4,982万8千円に、第4項、予備費の既決予定額から132万2千円を減額し、207万8千円とするものでございます。第3条における資本的収入及び支出では、予算第4条本文括弧中、過年度分損益勘定留保資金8,533万1千円を、過年度分損益勘定留保資金8,399万8千円に改めまして、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費の既決予定額に133万3千円を減額し、17億4,506万6千円とするものでございます。第4条では職員給与費の既決予定額から1万1千円を減額し2,911万3千円とするものでございます。詳細につきましては議案書の68ページをお開き下さい。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

以上、一括上程されました議案第194号から議案196号までの3件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議頂き、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君）　ここでお諮りいたします。本日の会議時間を議事の都合によって、あらかじめ延長したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって本日の会議時間を延長することに決しました。

○議長（古川文雄君）　これをもって提案理由の一括説明を終わります。これより3件の一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論・採決を行います。

○議長（古川文雄君）　はじめに、議案第194号、令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 194 号、令和 3 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川文雄君） 次に、議案第 195 号、令和 3 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 195 号、令和 3 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川文雄君） 次に、議案第 196 号、令和 3 年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 196 号、令和 3 年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第 13、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第 70 条の規定によって、お手元に配布しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（古川文雄君） ここで閉会にあたり招集者からあいさつがあります。
町長 遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
ただ今は、提出いたしました議案につきまして、慎重な審議を頂き、原案のとおり承認並びに議決を賜り、ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

本補正予算につきましては、減額となった期末手当等、補正の趣旨に基づき、貴重な財源として有効活用に努めて参りたいと考えております。

議員各位には今後とも特段のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて、第10回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会 午後零時04分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和3年11月24日

鏡石町議会議長 古川文雄

署名議員 大河原正雄

署名議員 今泉文克

署名議員 円谷寛